

欧州委員会、欧州イノベーション法案を公表

2026年9月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2026年9月9日、欧州イノベーション法案を公表した。その一部で知財金融（IP-backed finance）に関する条文が定められている。

本法案は、欧州の競争力強化を目的とする政策である「[競争力コンパス](#)」に掲げられている「[EU スタートアップ・スケールアップ戦略](#)」の取組として提案された。

本法案の知財金融の部分についての目的は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）において、①知財金融に関するコンピテンスセンターを設立すること、②知的財産の価値評価のための EU 全体の枠組みを作ること、③知的財産を商業的に取引するための市場を設立すること、とされている（1.1、第1条）。

法案においては、概略次の点が記載されている。

第32条 第1項 EUIPOは知財金融と知的財産の商業化を支援・推進するためのコンピテンスセンターを設立する

第3項 EUIPO はコンピテンスセンターを通じて次の点を行う

- (a) 知的財産権の評価及び開示に関する自主的な EU 枠組みを開発
 - (i) 知的財産の開示、審査、評価に関するデジタルプロセス・サービスの構築
 - (ii) 評価枠組みを開発するためのベストプラクティスの特定・収集
 - (iii) 企業が資金調達目的で知的財産情報を開示できる制度の確立
- (b) EU 全域でのマッチメイキングプラットフォームを設立
- (d) 金融関係者への支援
- (e) 知的財産による融資及び商業化に関するスキル開発プログラムの開発
- (f) 知財金融についての啓発
- (g) 知財金融についての証拠データベースの開発支援
- (h) 公的研究から生じた知的財産の価値評価と商業化を支援
- (i) ヘルプデスクの設置

第33条 第1項 信託、保険、株式投資において知的財産権が使用されたデータの匿名での収集

第34条 第1項 知的財産評価士（intellectual property valuator）による知的財産の価値評価を実施

第35条 第1項 知的財産評価士の認証制度を確立

今後、法案は、欧州議会及び欧州連合理事会にて審議される。

－欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照－

(欧州委員会のニュースリリース)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1810

(法案)

https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/961e80de-b6a0-4c34-9b2f-b66ea0bb7ee1_en

(ファクトシート)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/FS_26_1815

－欧州の競争力強化を目的とする政策に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

➤ [欧州委員会、欧州の競争力の将来に関する報告書を公表（2024年9月26日）（PDF）](#)

(以上)